

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和4年12月1日
経済産業省
中小企業庁財務課

1. 改正の趣旨

「非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の7他。以下「法人版事業承継税制」という。）は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）」第12条第1項の認定を受けた中小企業者を対象としており、その適用の前提となる要件は、経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「経営承継円滑化法省令」という。）において定めている。

今般、規定及び様式について技術的な改正を行う必要が発生したため、所要の改正を行った。

2. 改正の概要

- ① 省令の技術的な改正（第1条関係）
- ② 様式の技術的な改正（様式9、様式12、様式19の2、様式20の3、様式20の10関係）

3. 根拠条文

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

4. 施行期日

公布日：令和4年12月1日

施行日：令和4年12月1日

5. 経過措置

この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。